

大阪大学産業科学研究所所内プロジェクトスペース利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所所内プロジェクトスペース（以下「プロジェクトスペース」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 プロジェクトスペースは、大阪大学産業科学研究所における独創的、先進的な学術研究の推進を目的とした総合的研究に利用するものとする。

2 プロジェクトスペースの範囲は、別に定める。

(利用資格)

第3条 プロジェクトスペースを利用することができる者は、次に掲げる者のグループ（以下「研究グループ」という。）とする。

- (1) 産業科学研究所の研究者
- (2) 産業科学研究所の研究者が、「国立大学法人大阪大学クロス・アポイントメント制度に関する規程」を適用する場合で、他機関の研究者として利用する者
- (3) その他、産業科学研究所長（以下「所長」という。）が必要と認める研究者

2 前項に規定する研究グループは、教員を代表者とし、当該研究グループに配属されている大学院生、学部学生及び他機関の教員等を含むことができる。

3 前項の場合において、代表者が教授以外の場合にあっては、所属する研究分野の分野担当の了承を得るものとする。

(利用申請)

第4条 プロジェクトスペースの利用を希望する研究グループの代表者（以下「研究代表者」という。）は所定の申請書により、所長に申請をしなければならない。

(利用許可)

第5条 所長は、利用の申請があったときは、所内プロジェクトスペース利用専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮った上、施設委員会委員長の承認を得た場合に、利用を許可するものとする。

2 所長は、利用許可等を決定したときは、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(利用許可の取り消し)

第6条 所長は、プロジェクトスペースの利用を許可した研究グループ（以下「利用者」という。）が、この内規及び利用許可条件に違反したときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

2 前項のほか、所長は、プロジェクトスペースの運営上特に必要がある場合は、施設委員会に諮った上で利用許可を変更し、又は取り消すことができる。

(利用期間等)

第7条 プロジェクトスペースを利用できる期間は、原則として3年を限度とする。ただ

し、研究代表者から利用機関の延長の申請があったときは、専門委員会に諮った上、施設委員会委員長が特に必要があると認めた場合は、２年以内の期間を単位として利用期間の延長を認めることができる。

- ２ 共同研究部門および協働研究所の場合は、契約書に基づく設置期間とする。
- ３ 研究代表者は、利用許可を受けた後、利用期間を短縮し、又は利用を中止しようとするときは直ちに届け出て、所長の許可を受けるものとする。
- ４ 研究代表者は、利用期間が満了したとき、又は前項に該当するときは、プロジェクトスペースを原状に回復の上、明け渡さなければならない。

(利用面積)

第８条 プロジェクトスペースの貸し出し面積の上限は、原則として一申請当たり２００㎡を超えないものとする。

(利用上の義務)

第９条 利用者は、施設、備品を常に善良な管理者の注意をもって利用するものとする。

(損害賠償)

第１０条 利用者が、故意又は過失によりプロジェクトスペースの施設、備品を損傷し、又は滅失し、若しくは、この内規及び利用許可条件に違反したことにより損害を与えたときは、利用者はこれを原状に回復し、又は当該損害に相当する金額を弁償するものとする。

(遵守事項)

第１１条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (１) 許可された目的以外の用途に利用しないこと。
- (２) 次条に定める額の利用負担金を負担すること。
- (３) 研究実施に係る光熱水料等は、利用者が負担すること。
- (４) 研究の遂行上、やむを得ず施設等に大幅な変更を加えるときは、所長の許可を得ること。
- (５) 前号の変更及び原状回復にかかる費用は、利用者が負担すること。

(利用負担金及び施設老朽化対策経費拠出金)

第１２条 プロジェクトスペースの利用負担金及び施設老朽化対策経費拠出金は、次のとおりとする。

- (１) 利用負担金は、利用面積１㎡につき年額２０，３００円とする。
- (２) 施設老朽化対策経費拠出金は、利用面積１㎡につき年額５００円とする。

(雑則)

第１３条 この内規に定めるもののほか、プロジェクトスペースの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成２２年４月２２日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附 則

この改正は、平成２３年１０月２０日から施行する。

附 則

この改正は、平成２４年７月１９日から施行する。

附 則

この改正は、平成２７年１１月１９日から施行する。

附 則

この改正は、平成２９年５月１８日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年１０月１日から施行する。ただし、第１２条の改正について、令和元年９月３０日までに利用許可を得た者の当該利用負担金については、利用期間が令和２年３月３１日までは従前の利用負担金とする。

附 則

この改正は、令和２年１０月１日から施行する。ただし、第１２条(２)の改正について、令和２年９月３０日までに利用許可を得た者の施設老朽化対策経費拠出金については、利用期間が令和３年３月３１日までは徴収しないこととする。

大阪大学産業科学研究所所内プロジェクトスペース等の課金に関する申合せ

(平成24年4月1日)

(平成24年9月20日 一部改正)

(平成24年11月15日 一部改正)

(令和元年9月19日 一部改正)

(令和2年2月20日 一部改正)

(令和7年1月16日 一部改正)

1. 大阪大学産業科学研究所施設利用内規に関する申合せに定める研究分野基準スペース（専任分野に限る。）を超えて、所内プロジェクトスペースを利用する場合は、利用負担金20,300円/㎡/年及び施設老朽化対策経費拠出金500円/㎡/年の課金とする。ただし、所内プロジェクトスペース40㎡利用分まで、15,000円/㎡/年を当研究所から補助する。

なお、同申合せに定める研究分野基準スペース（専任分野に限る。）に満たない研究分野については、360㎡以上400㎡未満のスペースには、5,000円/㎡/年を、360㎡未満のスペースには、20,000円/㎡/年を当研究所から補助する。

2. 所内プロジェクトスペースとしてインキュベーション棟を利用する場合は、利用負担金3,050円/㎡/月及び施設老朽化対策経費拠出金40円/㎡/月の課金とする。

3. 量子ビーム科学研究施設ライナック棟及び共通実験棟のスペースを利用する場合は、利用負担金1,000円/㎡/年及び施設老朽化対策経費拠出金500円/㎡/年の課金とする。ただし、共通実験棟の室内改修を行ったスペースは、利用負担金2,500円/㎡/年及び施設老朽化対策経費拠出金500円/㎡/年の課金とする。

なお、他部局に所属する者に貸与する場合の利用負担金は、上記の二倍の課金とする。

4. 大阪大学産業科学研究所施設利用内規に関する申合せ2. に定める廊下相当部分を利用する場合は、利用負担金5,000円/㎡/年及び施設老朽化対策経費拠出金500円/㎡/年の課金とする。

附 則

この申合せは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年9月20日から施行する。
- 2 改正後の申合せ2. については、平成24年9月20日以降の新規の利用許可及び利用期間延長許可分から適用する。

附 則

この改正は、平成24年11月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和元年10月1日から施行する。ただし、申合せ1. 及び2. の改正について、令和元年9月30日までに利用の許可を得た者の当該課金については、利用期間が令和2年3月31日までは従前の課金とする。

附 則

この改正は、令和2年10月1日から施行する。ただし、施設老朽化対策経費拠出金の改正について、令和2年9月30日までに利用の許可を得た者については、利用期間が令和3年3月31日までは徴収しないこととする。

附 則

この改正は、令和7年1月16日から施行する。